

札幌市学校体育館エアコン整備におけるPPP/PFI導入可能性調査業務

公募型企画競争 提案説明書

令和8年4月

札幌市教育委員会総務部学校施設課

## 1 業務名

札幌市学校体育館エアコン整備におけるPPP/PFI導入可能性調査業務

## 2 業務の目的

札幌市では、学校教育環境の改善及び災害発生時の避難所機能の強化を目的として、市立学校の体育館へのエアコン整備（以下「整備事業」という。）に着手することを決定した。

本業務は、整備事業を進めるにあたり、PPP/PFI手法の導入可能性の調査を行ったうえで、整備の効率性や財政負担の軽減、地域経済の活性化等の視点から、本市にとって適当な整備手法の検討を行うものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 予算規模（契約限度額）

15,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

## 6 契約概要

### (1) 告示日

令和8年（2026年）4月3日（金）

### (2) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補者との随意契約

## 7 企画提案を求める事項

### (1) 過去の業務実績について

学校体育館の空調設備（エアコン）整備に係る調査・検討業務、PPP/PFIの導入可能性調査業務及びアドバイザー業務等の実績を示すこと。

### (2) 業務体制等について

本業務を履行するにあたっての執行体制及び業務スケジュール等を示すこと。

### (3) 業務実施内容について

業務仕様書（案）4「業務内容」に掲げる(1)～(6)の項目について、本業務を履行するにあたり、特に重要となる事項を示したうえ、どのような点に配慮して事業を進行していくのか、そのポイントや具体的な方法を示すこと。

## 8 参加手続に関する事項

### (1) 日程（予定）

手続	日程
企画提案の公募開始（告示）	令和8年4月3日（金）
質問書の提出期限	令和8年4月10日（金）※1
参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限	令和8年4月24日（金）※1
参加資格の確認及び書類審査（一次審査）	令和8年5月12日（火）
ヒアリング（二次審査）※2	令和8年5月22日（金）

※1 提出期限は、それぞれ期限日の17時必着とする。

※2 ヒアリング（二次審査）は、必要と認める場合のみ実施する。

### (2) 提出書類

本企画競争への参加を希望する者は、下記の提出書類について、提出書類①は、提出期限までに正本1部を担当部局へ持参又は郵送により提出すること。また、提出書類②～④は、提出期限までに正本1部及び副本9部を担当部局へ持参又は郵送により提出するとともに、PDFファイルを電子メールにより提出すること（電子メールを送信する際の件名は「導入可能性調査業務（企画提案書）」とすること）。なお、提出書類等は返却しない。

提出書類	備考	提出期限
①参加意向申出書	・様式1	4月24日（金） 17時必着
②業務実績報告書	・様式2 ・本様式は、別紙「評価項目及び評価基準表」(1)の評価項目に係る事項の記載を行うこと ・実績として報告する業務の概要がわかる資料（契約書写し等）を添付すること	
③企画提案書	・A4、左綴じ ・自由様式 ・表紙に会社名、会社所在地、代表者職・氏名を記載すること ・企画提案書では、別紙「評価項目及び評価基準表」の評価項目のうち(1)を除く各項目につき提案を行うこと ・ページ数は表紙、目次等を除き、各評価項目につき2ページ以内（計14ページ以内）とすること	
④参考見積書	・本業務及び次年度以降に想定される「PPP/PFI手法の事業者選定アドバイザー業務」の2種類の見積を提出すること。 ・自由様式 ・見積額の根拠がわかるように記載すること ・項目ごとの単価内訳、数量（人工）等についても記載すること	

### (3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、提出期限（4月10日（金）17時）までに質問書（様式3）を原則として電子メールにより提出すること。その際の電子メールの件名は「導入可能性調査業務（質問書）」とすること。なお、提案内容と関連しない項目（例：参加意向申出書の記載方法等）については電話での質問も認める。

また、質問書への回答は、4月15日（水）を目途に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を札幌市公式ホームページ内「教育委員会総務部 入札・契約等情報」のページに掲載する。

## 9 選定方法

「札幌市学校体育館エアコン整備におけるPPP/PFI導入可能性調査業務に係る企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）」の審査において、別紙「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（入選者）を選定する。

### (1) 参加資格の確認及び書面審査（一次審査）

ア 参加資格については「11 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 参加資格確認結果及び書面審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。

### (2) ヒアリング（二次審査）

企画提案者が多数である場合や書面審査のみで入選者の選定に至らない場合等は、実施委員会委員長の決定により、企画提案者に対し、以下のとおりヒアリングを行うことがある。

#### ア 対象者

書面審査の結果、ヒアリングの必要があると認める企画提案者とする。なお、企画提案者が多数の場合は、書面審査を一次審査と位置づけ、3者程度を通過者数の目安とする。

#### イ 出席者

企画提案者ごと総括責任者を含む最大3名までとする。

#### ウ 時間

ヒアリングは1企画提案者あたり約30分（提案説明15分、質疑15分）を想定し、順次個別に行う（対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間を変更する場合がある）。

#### エ 提案説明

(ア) 提案説明は企画提案書を使用して行うこと。

(イ) 説明に際して、パワーポイント等を使用することを可とする。ただし、その場合も内容は企画提案書の範囲内とし、資料の追加は認めない。新たな提案と判断される部分については、原則、評価の対象から除くものとする。

(ウ) プロジェクター及びスクリーンは本市にて用意するが、パソコンは企画提案者が用意すること。なお、パワーポイント等を使用する場合やプロジェクターへの事前の接続・動作確認等を希望する場合は、担当に連絡すること。

## オ 審査

(ア) 審査は、「評価項目及び評価基準表」の全ての評価項目に基づき評価を行う。

(イ) 総合得点満点の5割を最低基準点として定め、当該最低基準点に満たない場合は、入選者とししない。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは入選者として選定する。

(ウ) 実施委員会による採点と同点となった場合、評価項目における「(3)ウ 整備手法の検討、整理」の評価点が高い者を入選者として選定する。なお、前述した評価点も同点である場合は、評価項目における「(3)ア 民間事業者ヒアリング及び整理」及び「(3)エ 暫定計画等の精査、再整理」の評価点の合計点が高い者を選定し、なお同点である場合は、その企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。

### (3) 委託の相手方の選定及び契約について

本業務の委託については、原則として入選者を委託候補者とし、その契約手続きは、札幌市契約規則によるものとする。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。

また、入選者が契約締結までの間に「11 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や入選者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とした者を委託候補者に繰り上げ、交渉を行う場合がある。

### (4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、企画提案者全員に対して文書により通知する。なお、選定の結果に対する質問については、原則として、文書にて担当部局に提出すること。

## 10 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

## 11 参加資格要件

次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限までの間において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

## 12 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法及び記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者

## 13 参加資格の喪失

本企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 「11 参加資格要件」を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

## 14 参加資格等についての申立て

本企画競争において、参加資格を満たさない、もしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、その理由等について書面により求めることができる。

## 15 再委託について

受託者は、業務の一部について協力会社への再委託を行うことができる。その場合、企画提案書内において、協力会社名及び委託する業務の内容を明記すること。

ただし、業務の主たる部分の再委託及び総括責任者を協力会社の者とすることは認めない。

## 16 著作権に関する事項

- (1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。
- (2) 本市が本業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、企画提案者自らが企画を創作したこと及び第三者の著作権を始めとしたいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本

市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づく公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

#### 17 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については企画提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 本市が提供した資料は、本市の了解なく、公表、使用することができない。

#### 18 問合せ先（担当部局）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会総務部学校施設課調整担当 福士

TEL：011-211-3835 FAX:011-211-3837

電子メールアドレス：kyoiku-keikaku@city.sapporo.jp

ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyu-keiyaku.html>

## 評価項目及び評価基準表

業務名：札幌市学校体育館エアコン整備におけるPPP/PFI導入可能性調査業務

採点は企画競争実施委員会の委員が行う。

評価項目	評価の視点	配点	係数	評価				
				特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
(1) 過去の業務実績について	本業務の目的を達成するために、有効と認められる業務の実績を有しているか。	15	3	5	4	3	2	1
(2) 業務体制等について	業務従事者の経験や組織体制等、業務全体を円滑かつ効果的に進めることができる執行体制及び業務履行スケジュール等の提案がなされているか	15	3	5	4	3	2	1
(3) 業務内容について ア 民間事業者ヒアリング及び整理	仕様書4(1)に掲げる業務に関し、現状を適切に把握したうえで、調査における対象、内容及び手法等について、本業務の目的を達成するために有効な提案がなされているか	35	7	5	4	3	2	1
(3) 業務内容について イ 先行事例の調査、研究及び分析	仕様書4(2)に掲げる業務に関し、調査の対象及び分析等の内容について、本業務の目的を達成するために有効な提案がなされているか	20	4	5	4	3	2	1
(3) 業務内容について ウ 整備手法の検討、整理	仕様書4(3)に掲げる業務に関し、「整備内容案」を踏まえた検討、整理の方向性等について、本業務の目的を達成するために有効な提案がなされているか	40	8	5	4	3	2	1
(3) 業務内容について エ 暫定計画等の精査、再整理	仕様書4(4)に掲げる業務に関し、「暫定計画」を十分に理解したうえで、精査すべき内容やその方法等について、本業務の目的を達成するために有効な提案がなされているか	35	7	5	4	3	2	1
(3) 業務内容について オ 整備事業着手に向けた準備	仕様書4(5)に掲げる業務に関し、整備事業着手に向けて取り組むべき項目やその内容について、本業務の目的を達成するために有効な提案がなされているか	25	5	5	4	3	2	1
(3) 業務内容について カ その他	仕様書4(1)～(5)に掲げる業務のほかに、本業務の目的を達成するために効果的なものについて提案があり、当該提案が本業務の目的を達成するために有効なものであるか ※(3)ア～オの評価項目に関連すると認められる場合は、関連する評価項目において評価を行い、本項目では評価しない	15	3	5	4	3	2	1
	合計（委員1人あたり）	200						